

令和5年度現任介護職員等養成支援委託事業  
公募型プロポーザル審査要領

現任介護職員等養成支援委託事業のプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の（１）及び（２）のいずれも満たす事業者を対象に行います。

- （１）「現任介護職員等養成支援委託事業公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす参加者
- （２）別途定める「現任介護職員等養成支援委託事業公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に規定する期限内に、必要なすべての書類を適正に作成し、提出した参加者

2 審査の項目及び点数

審査の項目は別紙「審査基準」のとおりとし、配点は次のとおりとします。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| （１）実施体制                  | 10点 |
| （２）事業の周知について             | 10点 |
| （３）派遣申請書（研修計画書）の審査について   | 10点 |
| （４）代替職員の派遣（募集・選考・派遣）について | 25点 |
| （５）労務管理について              | 10点 |
| （６）進行管理について              | 10点 |
| （７）事業実績                  | 15点 |
| （８）参考見積                  | 10点 |

3 審査の方法

- （１）審査委員会では、参加者から提出された書類とプレゼンテーションに対して審査を行います。
- （２）各審査委員は、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- （３）すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を選定します。
- （４）審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、参考見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

## 審査基準

審査の項目		審査の視点	評点	備考
実施体制		事業が適正かつ効率的に行われる体制が取られているか。	10	
実施方法	事業の周知	事業の内容、スケジュール等を県内の施設・事業所に十分周知できるか。	10	
	派遣申請書(研修計画書)の審査	施設・事業所から提出された派遣申請書を迅速かつ正確に審査できるか。	10	
	代替職員の派遣 (募集・選考・派遣) の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県下的な派遣</li> <li>・適格者を確保するための公募、選考</li> <li>・登録者と事業者のマッチング</li> <li>・効果的な派遣</li> </ul> 上記について適正に行えるのか。	25	
	労務管理	労働者派遣法に基づく労務管理が適正に行われるか。	10	
	進行管理	全体の進行管理が適正に行われるか。	10	
事業実績	実績	介護職員の派遣について十分な実績があるか。	15	
参考見積	代替職員 派遣内訳	実施内容に対し、十分に費用対効果に配慮した経費が算定されているか。	5	
	運営費 (派遣会社経費)		5	